

北空知衛生センター組合告示第27号

北空知衛生センター組合条例第5号

北空知衛生センター組合公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり公布する。

令和7年12月22日

北空知衛生センター組合

組合長 田中昌幸



北空知衛生センター組合公告式条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

北空知衛生センター組合長 田中昌幸

北空知衛生センター組合条例第5号

北空知衛生センター組合公告式条例（昭和41年北空知衛生センター組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「深川市役所、妹背牛町役場、秩父別町役場、北竜町役場及び沼田町役場」を「組合のホームページに設置した」に改め、「これを行う。」の次に、「ただし、これにより難しい場合は、深川市役所、妹背牛町役場、秩父別町役場、北竜町役場及び沼田町役場の掲示場に掲示して行うことができる。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。